

注意事項

1 請求者

広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、本人、配偶者、直系親族(以下、「本人等」という。)に限られます。窓口に来られた方が本人等ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の請求はできません。なお、独身証明の請求ができるのは本人に限られます。(代理人の方は請求できません。)

本人等が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

2 本人確認

官公署が発行した写真付きの本人確認書類(運転免許証、個人番号カード、パスポート等)の提示が必要です。

3 「対象者(必要な人)」欄の記載

請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、本籍及び筆頭者の氏名並びに必要な人の氏名及び生年月日等を記載してください。

記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書等の交付ができません。

4 請求できる戸籍(除籍)証明書

請求できる証明書は、戸籍全部事項証明書、除籍全部事項証明書(改製原戸籍を含む。)に限られます。

個人事項証明書、一部事項証明書、コンピュータ化されていない一部の戸籍謄本等は請求できませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

5 戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号

戸籍(除籍)電子証明書を識別するために付される符号(16桁の数字)を発行・通知します。

行政機関に戸籍(除籍)証明書を提出する必要がある場合に、行政機関等に対し、符号を提出することで、戸籍(除籍)電子証明書の提出が不要となる場合があります。

手続き方法等について、詳しくは手続先の行政機関等にお問合せください。

6 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※ 御不明な点があれば、窓口でおたずねください。